

TOKYO働き方改革宣言

当事務所は、社労士業という特性から、一億総活躍プランにおける働き方改革を、自らが働き方改革の宣言、実現することで、職業使命を果たし、かつ職員の職業生活の向上に寄与することに事務所として取組みます。

平成29年3月31日

リライ人事労務パートナーズ

目標

《働き方の改善》 イベント業務時季である6月～8月及び12月の時間外労働前年比10%減

《休み方の改善》 誕生日休暇新設にともなう必須取得と全職員の閑散期での年次有給休暇の取得率30%代の確保

取組内容

《働き方の改善》 業務多忙期の場合、通常業務の他、法令上、手続き期限付業務（イベント業務）が、そのまま過重になることから、業務のトリアージを明確にし、併せて業務ごとにおける業務処理の時間帯について重点的に見直す。その上で、サマータイム制を導入し、外部からの電話非対応時間帯を捻出し、集中的に業務処理を図る。

《休み方の改善》 小規模事業所のため『休む』という意識について罪悪感を払拭するため、誕生日休暇を新設し、必須取得とした。併せて年次有給休暇の取得率向上のため、月曜ミーティング時において、各人及び全体の業務処理状況を詳細に確認し、その上で有給休暇取得予定（取得可能の可否）について検討を図る。